

(仮称) 第7次名張市総合計画策定基本方針

1. 総合計画策定の趣旨

本市では、2004年度（平成16年度）に市政運営の総合的・基本的な指針を示す総合計画「理想郷プラン」を策定し、将来都市像を「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち」と定め、これまで諸施策を実施してきました。

この間、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化や高度情報化、また、地球温暖化防止に向けた環境保全への取組や、防災対策をはじめとする安全・安心に対する意識の向上など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

とりわけ、大規模な住宅開発に伴い同世代が同時期に入居した本市においては、今後、まち全体の高齢化が全国の倍のスピードで進むことが予想され、超高齢化社会への対応は喫緊の課題となっています。

また、成長に代わる新しい価値観として持続可能性や生活の「質」が重視される中、より一層“人や企業から選ばれるまち”となるよう、これまで市民とともに築き上げてきた「市民力」を基盤に、名張躍進に向けた市政の転換が必要と考えます。

こうした中、2015年度（平成27年度）をもって「理想郷プラン」の計画期間が終了することから、新たに先を見据えた（仮称）第7次総合計画（以下「7次総」という。）の策定を行います。策定に当たっては、「理想郷プラン」をベースに、その成果や主要指標の達成状況等を踏まえつつ、新たな視点を取り入れながら、より戦略的で実効性の高いプランとなるよう取り組むこととします。

2. 総合計画の性格

(1) まちづくりの最も大切な基本となる計画

本市では、平成18年1月に施行した名張市自治基本条例において、総合的な市政運営の指針として総合計画を策定することを規定しています。

総合計画は、本市の最も大切な基本となる計画であり、様々な分野別の計画や施策の基本的な指針となるものです。したがって、各分野別の計画は総合計画を補完し具体化するものとして位置付け、総合計画と緊密な連携を図ります。

(2) あらゆる主体が共有するまちづくりの指針

総合計画は、まちづくりへの市民一人一人の主体的な参画と行政との協働を進め、ともに明日の名張を築いていくため、行政や関係機関にとどまらず、住民をはじめ各種団体、事業所などあらゆる主体に共有されるまちづくりの指針となります。

(3) 本市のまちづくりの方向性を示す指針

総合計画は、本市のまちづくりの方向性を示すものであり、国や県をはじめ周辺自治体にも影響を与えるものです。

近年は地方分権の進展とともに、それぞれの市町村の主体性や独自性が問われている中、国や県などの計画と整合性を図りつつも、この総合計画において本市の特性を生かしたまちづくりの方向性を明らかにしていきます。

3. 策定に当たっての基本的な考え方

7次総の策定に当たっては、以下の考え方に基づき取り組みます。

(1) 名張躍進に向けた政策展開の指針づくり

目指すべきまちの将来像を的確に見据え、名張躍進に向けた長期的なまちづくりの基本目標を明確にし、その目標を達成するための政策展開の大きな指針として策定します。

また、多面的な現状分析に基づく実現可能で地に足の着いた計画とともに、地域資源や個性など“名張らしさ”を最大限に磨き、将来に夢や希望を抱くことができる計画を目指します。

(2) 戦略性が高く持続可能な行政経営のための計画づくり

少子高齢化や人口減少社会の到来などの社会構造の大きな変化や社会资本の大量更新時期を迎えることなど、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、重点的な施策や取組を選別した戦略的かつ持続可能な行政経営と、単なるコストダウンではなく、施策パフォーマンスの向上を目指した新たな行政改革の視点から、「選択と集中」によるメリハリのある計画とします。

(3) 「市民力」の向上を目指した計画づくり

これまでの市民主権のまちづくりの取組から得た「市民力」は、名張市の最大の財産であるとともに新しい地域社会の大きな基盤であると考えます。

このため、できるだけ多くの市民に計画づくりに参画いただき、“ともに考え、ともに創り、ともに実現するための計画づくり”に取り組むことにより、策定プロセスを通じた更なる市民力の向上を目指します。

(4) 運用を見据えたわかりやすい計画づくり

総合計画に基づくまちづくりを進めるためには、行政が実施している政策、施策や事務事業について、その有効性・効率性・必要性等の観点から行政自らが市民の視点に立って点検や評価を行い、その結果を次の計画に反映し、政策の質的向上を図ることが必要です。

このため、重点課題や具体的な数値目標を設定し、その達成に向けた戦略的な施策体系を構築し実現性の高い計画とともに、総合計画を軸とした行政評価システムの構築を図り、事業の評価や改善による行政品質の向上、次年度予算への反映など、全ての段階での運用を見据えた計画とします。

また、評価の方法や進捗管理がわかりやすく、着実に運用できる計画とします。

4. 計画の構成と期間

7次総は、「基本構想」「基本計画」の2層構成とし、それぞれの計画で示す内容や計画期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

中長期的なまちづくりの目標として、本市の目指すべき将来像を描き、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性や重点的に取り組む分野などを明らかにします。

2016年度(平成28年度)からおおむね10年先を見据えたものとします。

(2) 基本計画

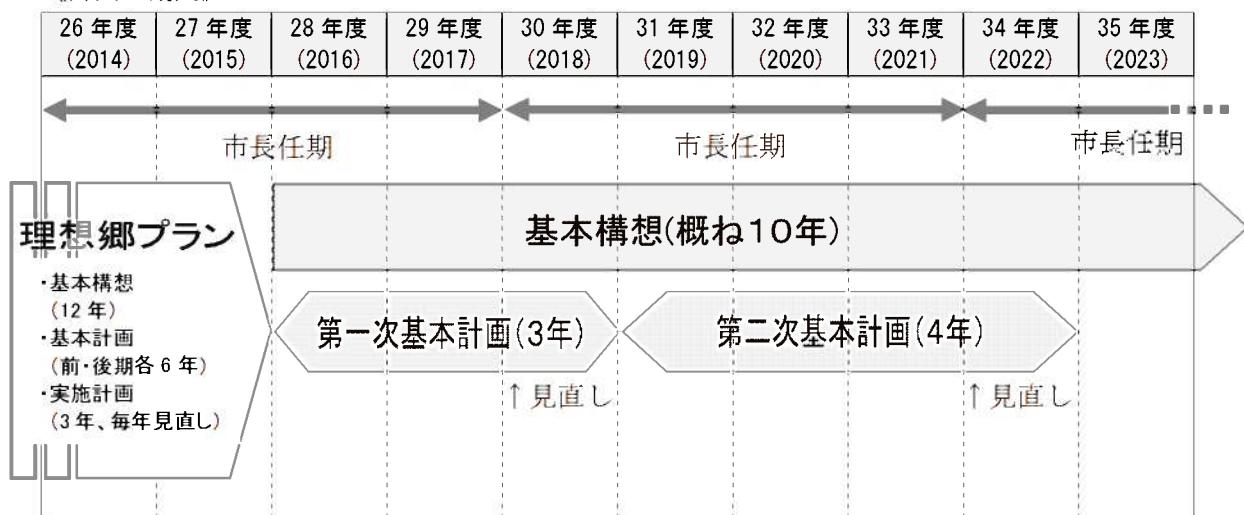
基本構想に描くまちづくりの将来像を実現するための施策を体系的に整理し、それぞれの目標や現状課題を明らかにしながら、具体的な取組内容を示します。

地域別計画編では、それぞれの地域におけるまちづくりの将来像と、その実現に向けた基本的な方針と取組内容を15の地域ごとに示します。

計画期間は市長任期との整合を図ることとし、計画期間中に重点的に取り組む施策を明確化しメリハリのある計画とするとともに、適切な進行管理と状況に応じた柔軟な施策展開を図るべく、市長就任のたびに見直しを行います。

また、これまで組織や予算などの行政経営管理の指針とするため3年を計画期間として毎年度必要な点検や見直しを行ってきた「実施計画」を廃止します。このため、この基本計画は、中期的な財政見通しや財政計画を可能な限り見据えたものとします。

《計画の期間》



5. 計画策定の体制と手法

7次総は、以下の体制と手法により策定します。

(1) 庁内体制

計画の策定にあたっては、全庁的な体制のもとに行います。

そのため、職員からの意見や提案、庁内ワーキンググループで議論した内容や各部局で作成する計画素案をとりまとめたうえ、主管室長会議を経て、市長が主宰する庁議において最終意思決定を行います。

また、全職員が計画づくりに参加する機会を設けることにより、主体性と当事者意識を醸成し、職員が常に計画を意識し運用を行う体制づくりや意識改革にも取り組みます。

(2) 市民参加

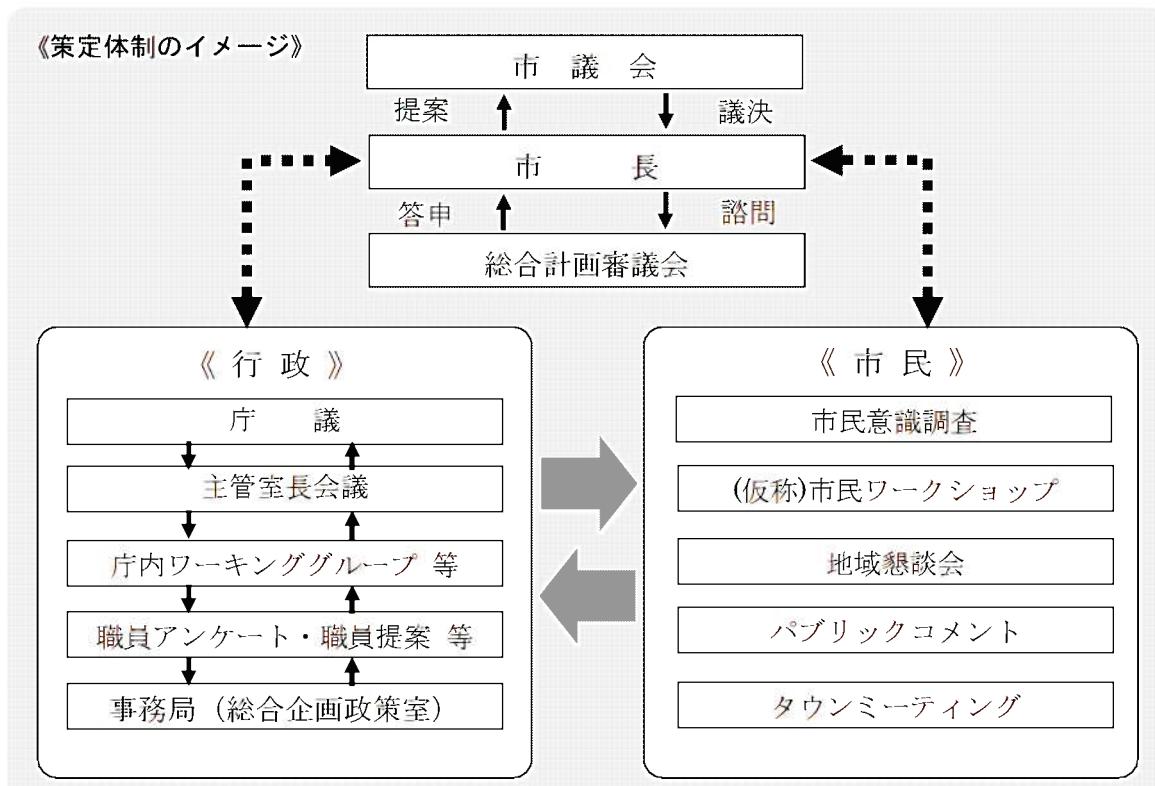
計画の策定にあたっては、市民や地域自らが創造し実践する能動的な市民参加が重要です。このため、多くの市民の意見を聞き、参考かつ必要に応じて計画に反映していくこととし、市民意識調査やパブリックコメントをはじめ、公募型の市民ワークショップ、1.5の地域ごとの懇談会、タウンミーティングなどの取組を行います。

また、市民と共有し協働する計画とするため、多様な手法を活用した市民への情報提供を行います。

(3) 総合計画審議会

市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議・答申いただくことを目的に総合計画審議会を設置します。

総合計画審議会は市条例に基づき、有識者とともに市の関係機関や市内の公共的団体の代表者、公募市民など15名の委員で構成します。



6. 策定スケジュール

7次総は、平成26年度から平成27年度までの2か年で策定します。
策定スケジュールはおおむね以下のとおりとし、市広報やホームページなど、多様な手法を活用し、市民への情報提供を行いながら進めます。

